

障害福祉サービス等報酬改定 検討チームにおける検討状況について

平成26年 11月25日

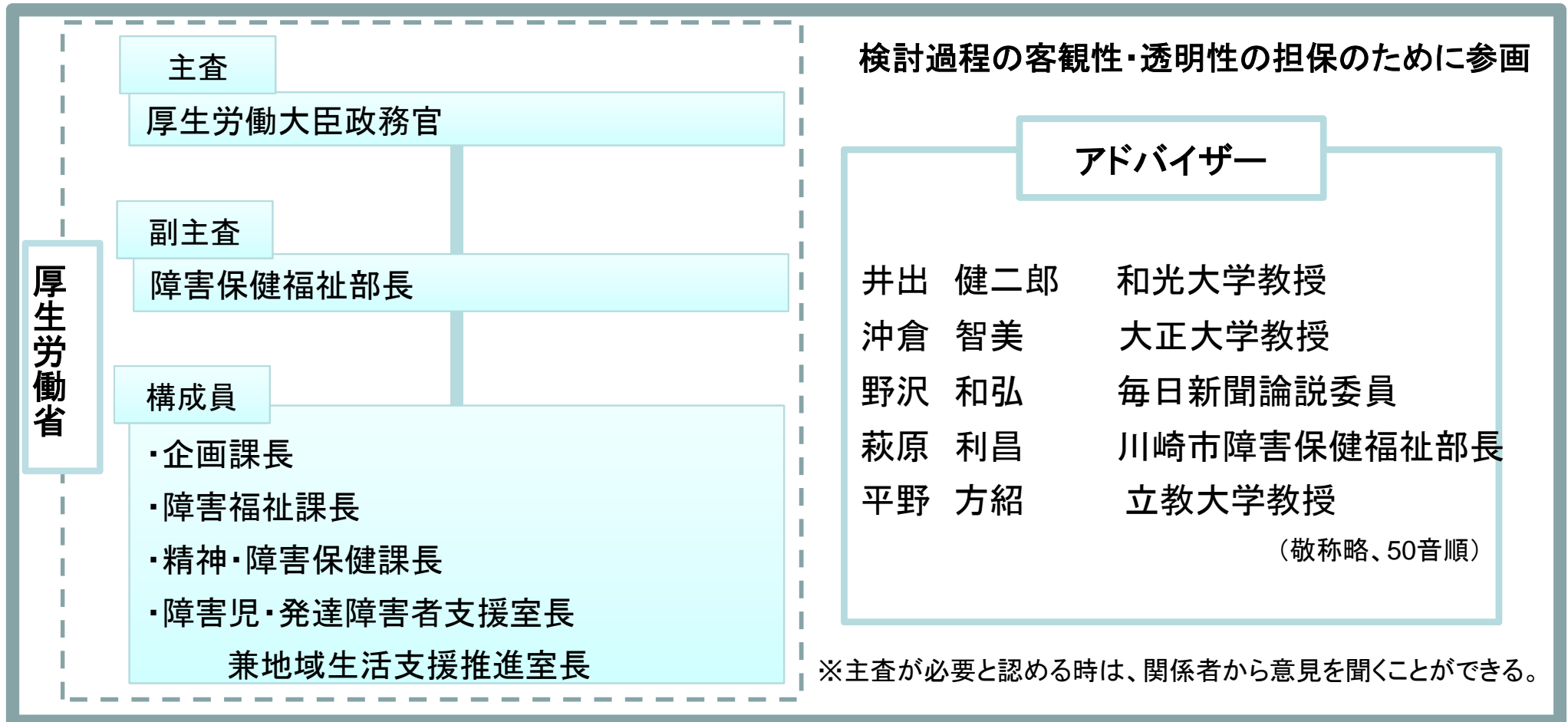
厚生労働省(障害福祉サービス等報酬改定検討チーム)での検討状況

○6月～9月 関係団体ヒアリング、論点整理

報酬改定等を現場の実情に即したものとするため、関係団体等からヒアリングを実施し、改定に向けた課題や検討事項の整理を行う。

○10月～12月 サービス毎に改定に向けた議論(各論)

○今後 報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ



障害福祉サービス等報酬改定検討チームの主な検討項目

【主な検討項目】

- ① 障害福祉従事者の処遇改善
- ② グループホームにおける重度者支援の充実
- ③ 地域移行に向けた支援の充実
- ④ 就労移行後の定着実績の評価
- ⑤ 計画相談支援の強化
- ⑥ 強度行動障害を有する者に対する適切な対応
- ⑦ 障害児支援の充実
- ⑧ サービスの適正な実施等

※ 次頁以降の各論点については、これまでの検討チームに提示された論点をそのまま列挙している。

① 障害福祉従事者の処遇改善

【主な論点】

- 平成24年度改定において福祉・介護職員処遇改善加算を創設し、安定的かつ継続的な処遇改善のための取組を進めているが、現在の福祉・介護職員処遇改善加算は、事業者には、職位・職責・職務内容等に応じた任用要件や賃金体系の整備、資質向上のための計画策定や研修の実施等を求めているものの、必ずしも加算取得の必須の要件となっておらず、この点改善の余地があると考えられるか。
また、福祉・介護職員の処遇を含む労働条件は、本来、労使間において自律的に決定されるべきものであること等に鑑み、今後の加算の在り方についてどう考えるか。仮に、各サービスの基本サービス費において評価を行うとした場合、処遇改善の取組が後退しないようにするためには、どのような方策が考えられるか。
- 平成21年度改定で導入された「福祉専門職員配置等加算」において、①常勤の社会福祉士等資格保有者の割合、②常勤職員で3年以上の勤続年数を有する者の割合等を指標に評価を行っているが、事業所による職員の早期離職防止・定着促進について一層の取組が求められる中、障害福祉サービス等報酬における対応として、どのようなことが考えられるのか。

介護職員の賃金(常勤労働者)

第4回福祉人材確保対策検討会 (H26.7.25)
参考資料1 より

○ 平均年齢・勤続年数に違いがあり、単純な比較はできないが、介護職員の平均賃金の水準は産業計と比較して低い傾向にある。なお、介護職員の勤続年数は産業計と比較して短い傾向にある。

常勤労働者の男女比、平均年齢、勤続年数及び平均賃金

		男女計			男性			女性				
		平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)
産業別	産業計	42.0	11.9	324.0	67.6%	42.8	13.3	359.8	32.4%	40.4	9.1	249.4
	医療・福祉	40.2	8.0	294.4	26.9%	39.9	8.3	375.5	73.1%	40.3	7.8	264.5
	社会保険・社会福祉・介護事業	40.7	7.1	238.4	27.3%	39.3	7.2	270.6	72.7%	41.2	7.1	226.3
	サービス業	44.0	8.8	273.6	70.2%	45.0	9.6	297.7	29.8%	41.6	6.9	216.8
職種別	医師	41.0	5.5	833.2	70.6%	42.4	5.8	896.8	29.4%	37.6	4.7	680.4
	看護師	38.0	7.4	328.4	8.4%	35.2	6.1	326.9	91.6%	38.3	7.5	328.6
	准看護師	46.7	10.2	278.7	10.1%	40.4	8.3	283.3	89.9%	47.4	10.4	278.2
	理学療法士・作業療法士	30.7	4.8	277.3	49.3%	31.5	4.8	286.8	50.7%	30.0	4.9	268.1
	保育士	34.7	7.6	213.2	4.1%	30.2	4.8	225.4	95.9%	34.9	7.7	212.6
	ケアマネジャー	47.5	8.3	258.9	21.8%	43.0	8.1	281.1	78.2%	48.7	8.4	252.7
	ホームヘルパー	44.7	5.6	218.2	23.3%	40.0	3.7	235.0	76.7%	46.2	6.2	213.0
	福祉施設介護員	38.7	5.5	218.9	33.5%	35.1	5.4	235.4	66.5%	40.5	5.5	210.6

注1) 常勤労働者とは、賃金構造基本統計調査の一般労働者(短時間労働者以外の労働者)をいう。

短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。

注2) サービス業とは、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体・宗教、職業紹介・労働者派遣業が含まれる。

注3) 福祉施設介護員は、児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、介護の仕事に従事する者をいう。

注4) きまって支給する現金給与額：労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与額。基本給のほか、家族手当、超過労働手当を含むが、賞与は含まない。なお手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。

【出典】厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査」

福祉・介護職員の処遇改善についてのこれまでの取組

① 平成21年4月：障害福祉サービス等報酬改定 +5.1%改定

⇒ 福祉・介護従事者の人材確保・処遇改善等を図る。

② 平成21年10月～平成24年3月：福祉・介護職員処遇改善交付金（補正予算）

⇒ 平成21年度補正予算（平成21年4月の経済危機対策）において、福祉・介護職員の処遇改善等の支援を行うための措置を講じた。

③ 平成24年4月：障害福祉サービス等報酬改定 +2.0%改定

⇒ 「福祉・介護職員処遇改善加算」の創設により、処遇改善交付金による処遇改善を継続。

併せて、交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、算定要件を緩和した「福祉・介護職員処遇改善特別加算」を創設。

福祉・介護職員処遇改善加算等について

1. 目的

- 平成21年度補正予算において、福祉・介護職員の給料を月額平均1.5万円引き上げる、福祉・介護職員処遇改善交付金が創設された。
- この交付金は平成23年度で終了するため、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、交付金と同様の仕組みで、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を創設した。

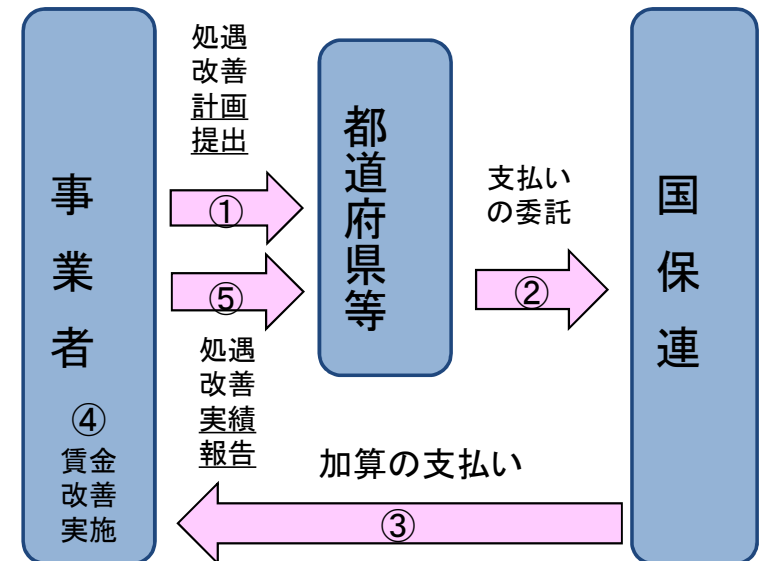
2. 加算の概要

- 各事業所の障害福祉サービス等報酬総額に、一定の加算率を乗じた額を事業所に交付し、福祉・介護職員の賃金改善を図る。(福祉・介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額等)

3. 加算の算定要件

- 1 賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員に周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- 2 事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告すること。
- 3 労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。また、労働保険料の納付が適切に行われていること。
- 4 キャリアパス要件として、次の(1)又は(2)に適合すること。
 - (1) 福祉・介護職員の任用等の要件(賃金に関するものを含む)を定め、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - (2) 福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- 5 平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善の内容及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。(定量的要件)
※ 上記の要件について、適合状況に応じて減算される。

加算の支払いイメージ



4. 加算の対象となる職種

- 福祉・介護職員処遇改善加算
ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員
- 福祉・介護職員処遇改善特別加算
全ての職種が対象

障害福祉従事者の処遇改善を取り巻く状況

福祉・介護分野の平均賃金の水準は全産業の平均賃金と比較して低い傾向にあり、また、福祉・介護職員は、勤続年数が短く(半分弱)、その処遇を改善するために以下のような法律の制定や附帯決議がなされている状況にある。

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 附帯決議 (法律第83号、閣法、平成26年6月25日 公布)

介護・障害福祉従事者の人材確保と処遇改善並びに労働環境の整備に当たっては、早期に検討を進め、財源を確保しつつ、幅広い職種を対象にして実施するよう努めること。

○介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律 (法律第97号、議法、平成26年6月27日 公布)

政府は、高齢者等並びに障害者及び障害児が安心して暮らすことができる社会を実現するためにこれらの者に対する介護又は障害福祉に関するサービスに従事する者(以下「介護・障害福祉従事者」という。)が重要な役割を担っていることに鑑み、これらのサービスを担う優れた人材の確保を図るため、平成27年4月1日までに、介護・障害福祉従事者の賃金水準その他の事情を勘案し、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方についてその財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律 附帯決議 (法律第97号、議法、平成26年6月27日 公布)

- 一 介護・障害福祉従業者の処遇の改善に資するための施策については、賃金の改善はもとより、キャリアパスの確立、労働環境の改善、人材の参入及び定着の促進等、人材確保のために有効な措置を含め、幅広く検討すること。
- 二 介護・障害福祉従業者の賃金水準を検討するに当たっては、その処遇及び労働環境等について、正確な実態把握に努めること。
- 三 今後増大する介護の需要に対応するに当たっては、介護従事者の安定的な人数の確保と併せて、人材の質の確保に努めること。

② グループホームにおける重度者支援の充実

【主な論点】

- 基本報酬について、重度の障害者の支援が手厚くなるよう、障害支援区分の高い利用者に係る報酬に重点化を図るといった見直しについて、どう考えるか。
- 夜間支援等体制加算について、1人の夜間支援従事者が少数の利用者を支援できるよう見直すことや、実際の夜間職員の配置状況を適切に評価できるよう算定方法を見直すことについて、どう考えるか。
- 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例の経過措置の取扱いについて、どう考えるか。

《参考》グループホームの現行の単位数

現行の単位数

介護サービス包括型

障害支援区分	利用者数に対する世話人の配置		
	4 : 1	5 : 1	左記以外
区分6	645単位	594単位	561単位
区分5	528単位	477単位	444単位
区分4	449単位	398単位	365単位
区分3	383単位	332単位	299単位
区分2	294単位	243単位	210単位
区分1以下	257単位	211単位	181単位

《参考》外部サービス利用型

	利用者数に対する世話人の配置			
	4 : 1	5 : 1	6 : 1	左記以外
基本サービス費	257単位	211単位	181単位	120単位

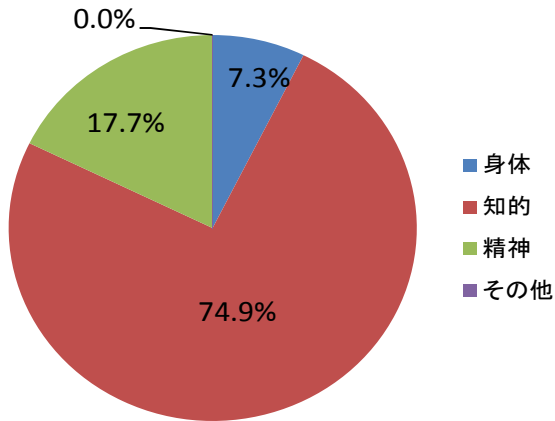
	受託居宅介護サービスに係る所要時間			
	15分未満	15分以上30分未満	30分以上1時間30分未満	1時間30分以上
受託居宅介護サービス費	99単位	199単位	271単位に所要時間30分から計算して15分増すごとに90単位を加算した単位	580単位に所要時間1時間30分から計算して15分増すごとに37単位を加算した単位

《参考》グループホームの利用者の状況

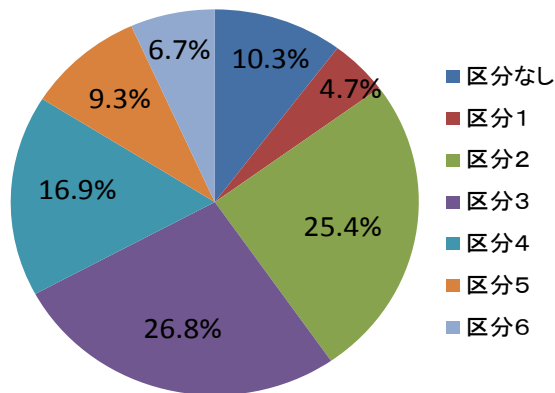
グループホームの利用者数を障害種別にみると**知的障害者が約7割**を占めている。また、障害支援区分別にみると**区分3以上が過半数**を占めている。

介護サービス包括型

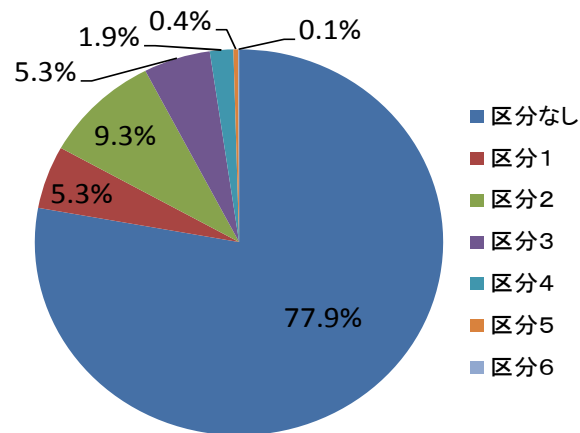
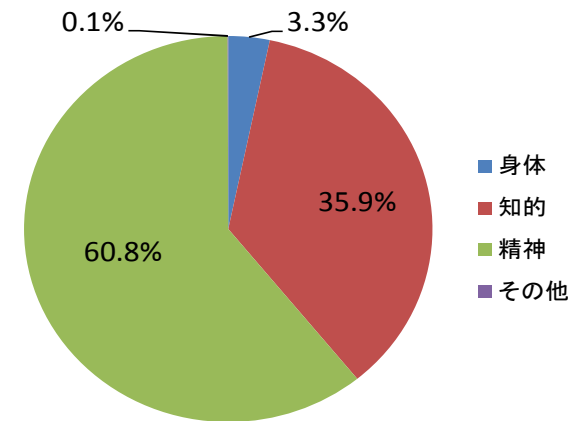
障害種別



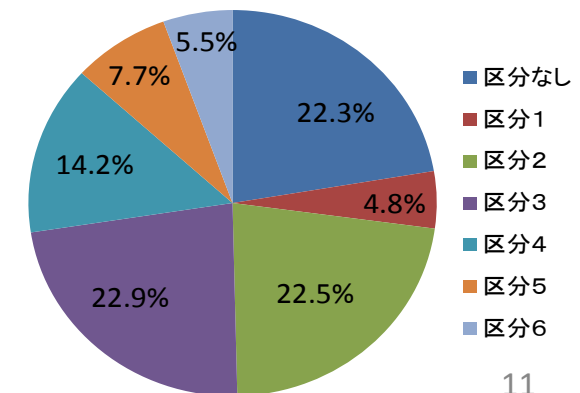
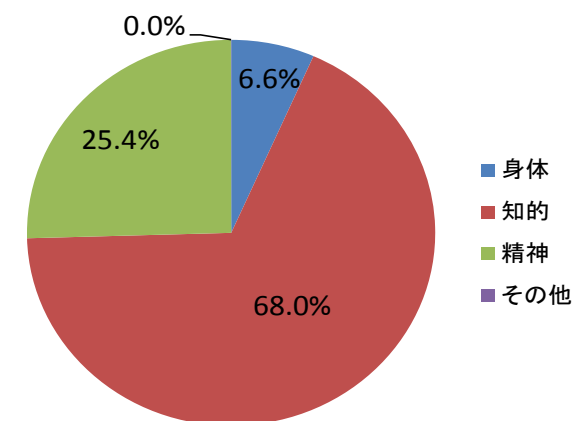
障害支援区分別



外部サービス利用型



合計



《参考》夜間支援等体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）の概要

夜間支援等体制加算（Ⅰ）

算定要件

夜間・深夜の時間帯に**夜勤**を行う夜間支援従事者を配置し、必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合に加算を算定する。

加算単位

利用者数	加算単価(日)
4人以下	336単位
5人	269単位
6人	224単位
7人	192単位
8人～10人	149単位
11人～13人	112単位
14人～16人	90単位
17人～20人	75単位
21人～30人	54単位

夜間支援等体制加算（Ⅱ）

算定要件

夜間・深夜の時間帯に**宿直**を行う夜間支援従事者を配置し、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合に加算を算定する。

加算単位

利用者数	加算単価(日)
4人以下	112単位
5人	90単位
6人	75単位
7人	64単位
8人～10人	50単位
11人～13人	37単位
14人～16人	30単位
17人～20人	25単位
21人～30人	18単位

※ 加算（Ⅰ）、（Ⅱ）はそれぞれ併給できない。

実績件数

()内は共同生活援助の総数

	事業所数	利用者数	算定費用額(月額)
加算（Ⅰ）	1,743事業所(6,295事業所)	20,713人(88,893人)	13億円(106億円)
加算（Ⅱ）	1,780事業所(6,295事業所)	22,717人(88,893人)	4億円(106億円)

《参考》夜間支援等体制加算の見直しのイメージ

◎ 少人数区分の単位数の創設

(現行)

利用者	単位
4人以下	336
5人	269
6人	224
7人	192
8～10人	149
11～13人	112
14～16人	90
17～20人	75
21～30人	54



項目	値	項目	値	項目	値	項目	値	項目	値
利用者	15人	利用者	9人	利用者	4人	利用者	3人	利用者	2人
単位数	90単位	単位数	149単位	単位数	336単位	単位数	336単位	単位数	336単位
合計	1,350単位	合計	1,341単位	合計	1,344単位	合計	1,008単位	合計	672単位

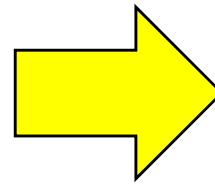
- 利用者2人、3人の場合、相対的に合計単位数が減少となる。
- 少人数区分を設けて単位数を引き上げ、1人の従事者が少人数の利用者を支援可能にする。

◎ 月単位での算定から日単位での算定に見直し

(現行)

日付	夜間体制
1日	夜勤
2日	宿直
3日	夜勤
...	
30日	夜勤
31日	宿直
合計	夜勤20日、宿直11日

当該月は、31日間
全て夜勤に係る加算を算定。
(宿直の日数の方が多い場合は31日
全て宿直に係る加算を算定。)



(見直し例)

日付	夜間体制
1日	夜勤
2日	宿直
3日	夜勤
...	
30日	夜勤
31日	宿直
合計	夜勤20日、宿直11日

より実態を反映した算定となるよう、20日について夜勤に係る加算を、11日について宿直に係る加算を算定。

《参考》 個人単位の居宅介護等の経過措置の概要

グループホーム(介護サービス包括型)においては、原則として、グループホーム事業所の従事者以外の者による介護を受けさせてはならないが、以下の場合については、特例(時限)措置として居宅介護等の利用を認めている。

【対象者】

・次のいずれかに該当する者

- (1)障害支援区分4以上、かつ、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者
- (2)障害支援区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者
 - ① グループホームの個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
 - ② グループホームでの居宅介護の利用について市町村が必要と認めること。

【利用可能なサービス】

- ・上記(1)の対象者:居宅介護又は重度訪問介護
- ・上記(2)の対象者:居宅介護(身体介護に係るものに限る。)

【グループホームの報酬】

- ・障害支援区分及び世話人の配置に応じ、報酬額を適用
(例)世話人配置4:1の場合 障害支援区分6の者で434単位/日

【グループホームの人員配置基準】

- ・個人単位で居宅介護等を利用する者の生活支援員の配置基準については、当該利用者の数を2分の1として算定する。

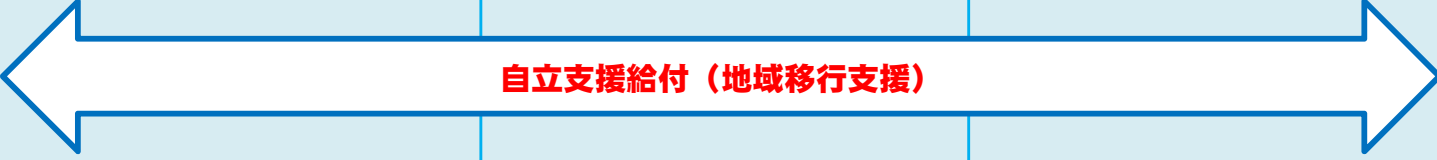
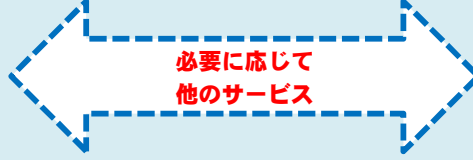
③ 地域移行に向けた支援の充実

【主な論点】

- 地域移行支援の初期段階における業務の評価について、どう考えるか。
- 地域移行支援における障害福祉サービス等の体験利用や体験宿泊の利用日数及び期間の制限を見直すことについて、どう考えるか。

《参考》地域移行支援のイメージ

地域移行支援の利用について、利用に係る初期段階において支援を含め、一連の流れのイメージとしては以下のとおり。

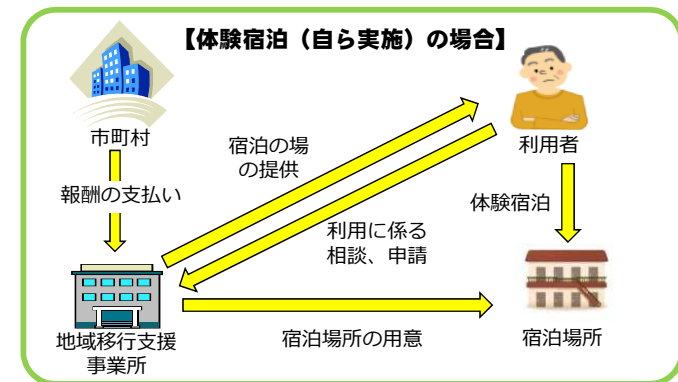
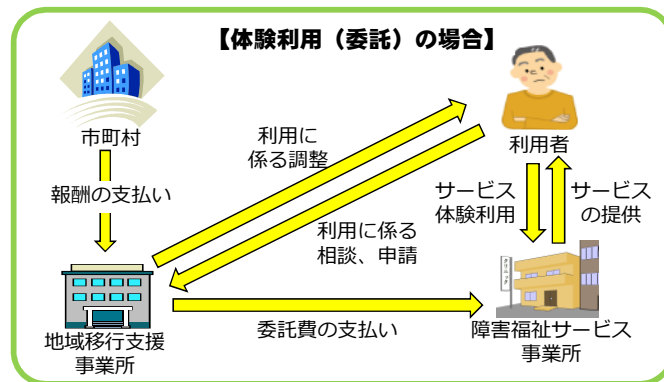
	利用開始	利用中	退院・退所に向けて	退院後
報酬上の評価				
支援内容イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者が入院又は入所している病院や障害者支援施設などを訪問。 ○ 制度の説明や意向確認、生活状況の把握などを行い、申請に係る支援を実施。 ○ 今後の支援の実施に向けた個別支援計画を作成。 ○ 病院や施設を訪問して相談等の支援を開始。家族等や行政機関、障害福祉サービス事業所など関係機関との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適宜、利用者の状況把握や意向の確認を行い、地域生活への移行に向けた支援を実施。 ○ 必要に応じて、関係機関と連携しながら、障害福祉サービスの体験利用支援や、地域での生活に向けた体験宿泊などを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 退院・退所が可能となった場合には、退院後の住居の確保や関係機関への同行訪問など地域生活への移行に向けた支援を実施。 	<p>(地域移行支援による支援は終了。障害者は必要に応じて、生活介護、居宅介護、自立訓練、就労移行支援、共同生活援助など他の障害福祉サービスを活用しながら地域生活を実施)</p>

《参考》 障害福祉サービスの体験利用等の概要

地域移行支援事業者が、地域移行支援の利用者に対し、次の支援を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)の体験的の利用支援を提供した場合
[15日(当該支援の提供開始日から90日以内に限る。)を限度に、1日につき300単位を加算]
- ② 体験的な宿泊支援(単身での生活に向けたもの)を提供した場合
[②と③合わせて15日(当該支援の提供開始日から90日以内に限る。)を限度に、1日につき300単位を加算]
- ③ 体験的な宿泊支援(単身での生活に向けたもの)を提供し、かつ、利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合
[②と③合わせて15日(当該支援の提供開始日から90日以内に限る。)を限度に、1日につき700単位を加算]

イメージ



	①体験利用	②体験宿泊(Ⅰ)	③体験宿泊(Ⅱ)
事業所数	30事業所(254事業所)	27事業所(254事業所)	31事業所(254事業所)
利用者数	35人(458人)	27人(458人)	31人(458人)
算定費用額(月額)	0.004億円(0.1億円)	0.003億円(0.1億円)	0.007億円(0.1億円)

※ 平成26年4月国保連データ、()内は地域移行支援の総数

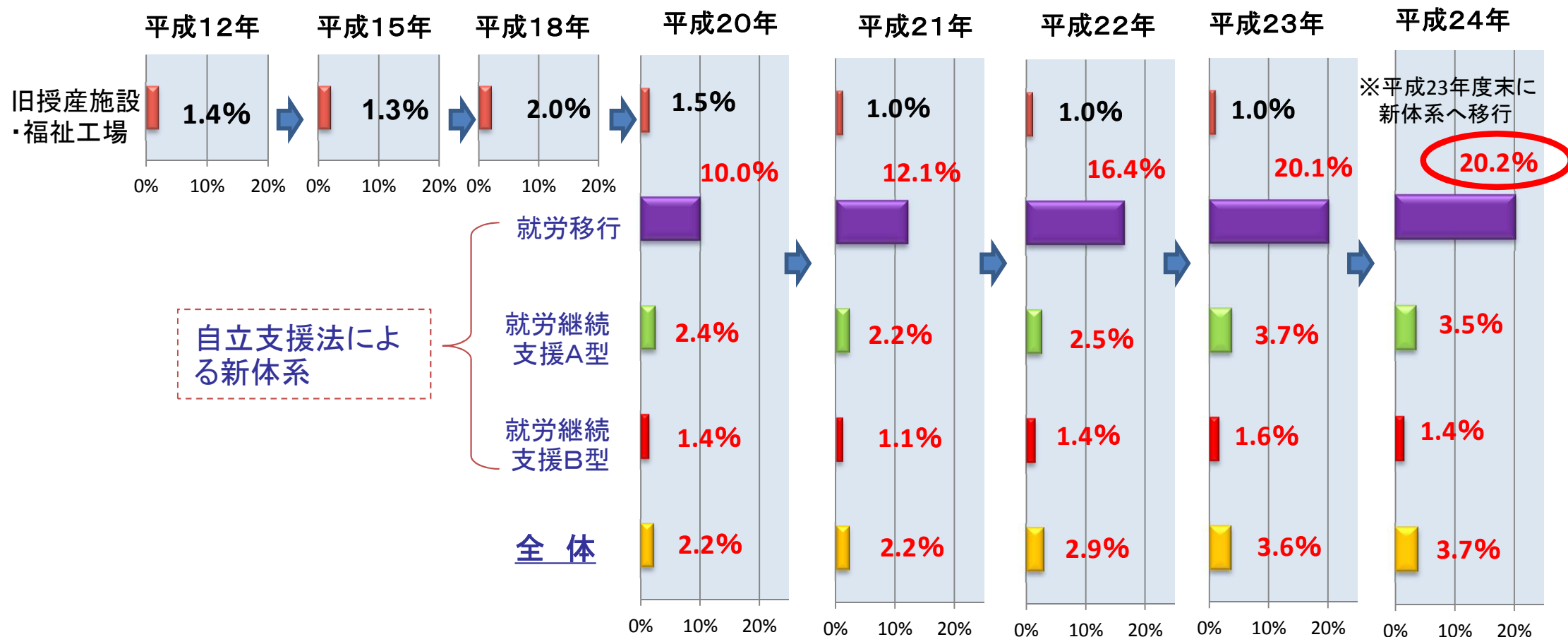
④ 就労移行後の定着実績の評価

【主な論点】

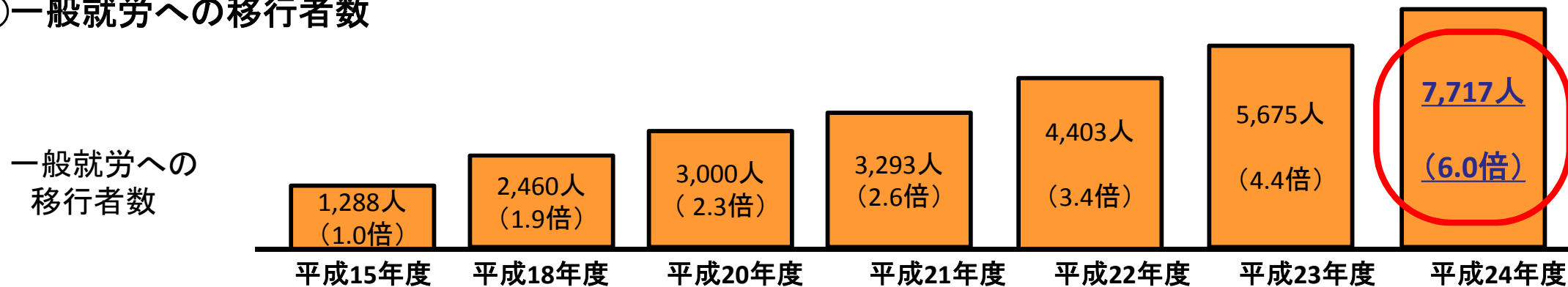
- 就職時の適切なマッチングや継続的な職場定着支援を行うことによって、就職した利用者が一定期間以上職場定着している就労移行支援事業所について、定着実績に応じて評価する仕組みについてどう考えるか。
- 複数年にわたって一般就労への移行実績のない就労移行支援事業所については、就労移行支援事業の役割を果たしているとは言えないため、報酬での適正化についてどう考えるか。

就労系の障害福祉サービスから一般就労への移行率と移行者の推移

①一般就労への移行率

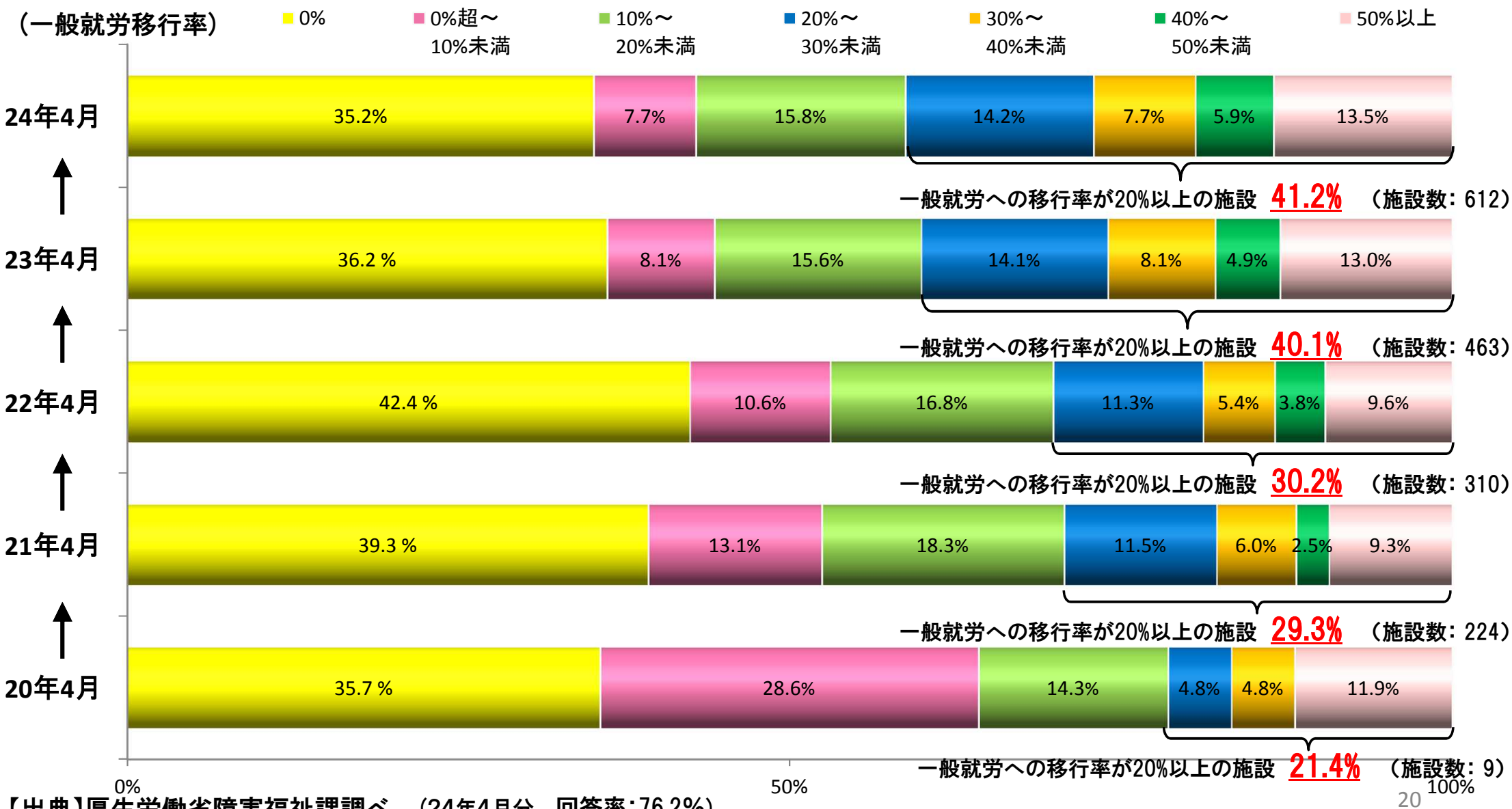


②一般就労への移行者数



就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

○ 一般就労への移行率の推移を見ると、移行率が20%以上の事業所が増加してきている一方で、移行率が0%の事業所も3割以上存在する。



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ (24年4月分 回答率:76.2%)

⑤ 計画相談支援の強化

【主な論点】

- 特定相談支援事業者が計画相談支援を行うに当たっては、サービス等利用計画の作成とモニタリングが適切に行われていく必要がある。特に、利用者への適切なマネジメントを継続的・効果的に行うため、どのような利用者にきめ細かいモニタリング等の計画相談支援の実施が必要と考えるか。
- 質の高い計画相談支援を提供するための体制整備や関係機関との連携に係る評価について、どう考えるか。
- 障害児相談支援の初期段階における業務の評価について、どう考えるか。

継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助のモニタリング期間

1 基本的な考え方

- ・ 対象者の状況に応じて柔軟に設定すべきものであることから、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとする。
- ・ 一定の目安として、国において対象者ごとの標準期間を示す。

2 モニタリング期間の設定(省令事項)

市町村が、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の提案を踏まえて、心身の状況、その置かれている環境等及び以下の標準期間を勘案して市町村が必要と認める期間とする。

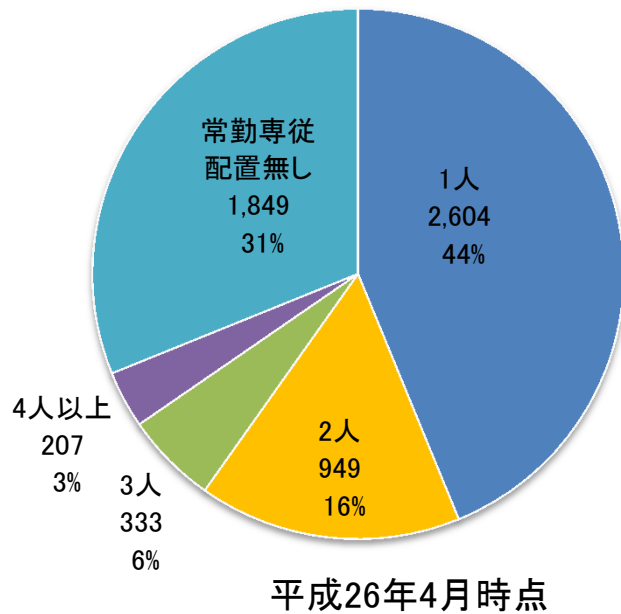
標準期間

- | | | |
|--|-------|---------------|
| ① 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者 | → | 利用開始から3ヶ月間、毎月 |
| ② 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域定着支援利用者 | ※①を除く | |
| ア 以下の者(従前の制度の対象者) | → | 毎月 |
| ・ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 | | |
| ・ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 | | |
| ・ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。) | | |
| イ ア以外の者 | → | 6ヶ月ごとに1回 |
| ③ 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援 | → | 1年ごとに1回 |
| ※①及び④を除く | | |
| ④ 地域移行支援 | → | 6ヶ月ごとに1回 |

《参考》各自治体における相談支援に関する現状

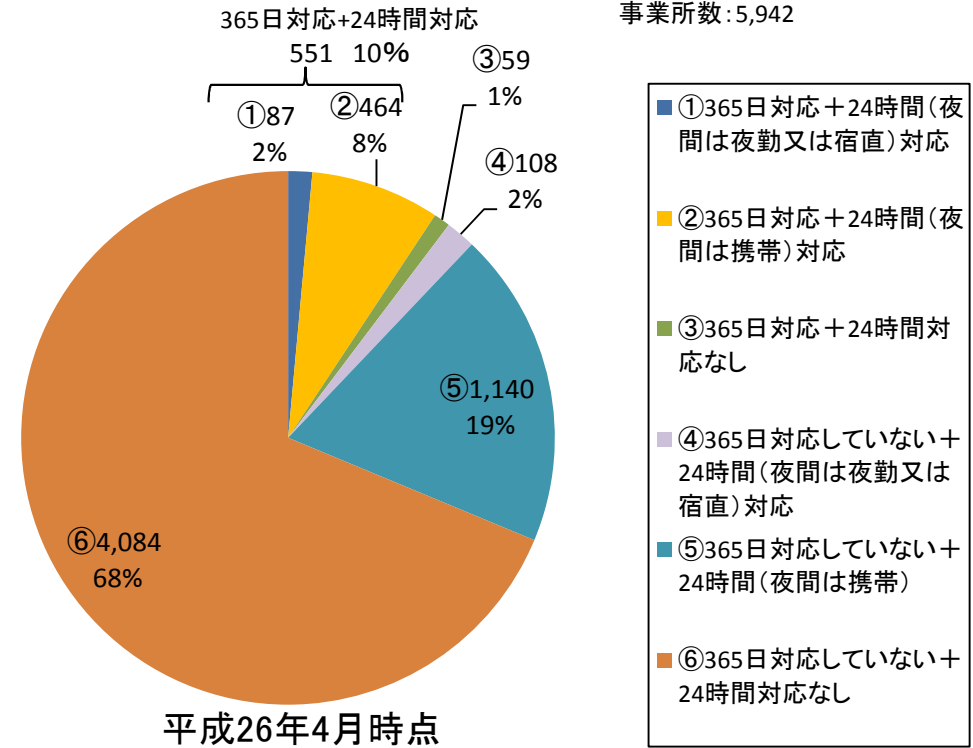
指定特定・指定障害児相談支援事業所における
常勤・専従の相談支援専門員配置状況

事業所数：5,942



指定特定・指定障害児相談支援事業所の
対応日・対応時間

事業所数：5,942



各年4月時点	平成24年	平成25年	平成26年
基幹相談支援センター 設置市町村数	156 (9%)	314 (18%)	367 (21%)
各年4月時点	平成24年	平成25年	平成26年
障害者相談支援事業を 委託している市町村数	1,482 (85%)	1,528 (88%)	1,552 (89%)

⑥ 強度行動障害を有する者に対する適切な対応

【主な論点】

- 施設職員に対して強度行動障害支援者養成研修の受講を促し、適切な支援が実施されるよう、重度障害者支援加算の見直しが必要ではないか。(施設入所支援)
- 重度障害者支援加算について、従業者に対し強度行動障害支援者養成研修の受講を促すとともに、重度障害者に対する支援を適切に評価できるよう見直すことについて、どう考えるか。(共同生活援助)
- 強度行動障害を有する児童への対応を強化することについてどう考えるか。(障害児入所支援)

障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成25年2月25日
強度行動障害を有する者等に対する支援者の人材育成について

強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としており、このため、現状では事業所の受け入れが困難であったり、受け入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。

一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されており、強度行動障害に関する体系的な研修が必要とされている。このため、平成25年度に、研修の普及を通じて、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、指導者を養成するための研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において実施することとした。また、平成25年度予算案において、都道府県が実施する強度行動障害を有する者等を支援する職員を養成するための研修事業を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目として盛り込んだところであるので、積極的な取り組みに努められたい。

障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成26年3月7日
強度行動障害支援者養成研修について

強度行動障害を有する者に対する支援については、平成25年度に、支援者に対する研修として、強度行動障害支援者養成研修事業(以下、「基礎研修」という。)を都道府県地域生活支援事業の「メニュー項目に盛り込んだ」ところである。この基礎研修の指導者を養成するための研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「のぞみの園」という。)において実施しているところであるので、活用を図られたい。

また、各事業所での適切な支援のために、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とし、サービス管理責任者等に対するさらに上位の研修(以下「実践研修」という。)を実施するため、平成26年度予算案において、各都道府県の支援者に対する実践研修を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目に盛り込んだところである。実践研修についても、平成26年度より、指導者を養成するための研修をのぞみの園で実施する予定であるので、積極的な取り組みに努められたい。

強度行動障害支援者養成研修の位置づけ

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)

①アセスメント

行動観察・情報収集
障害特性の理解

行動の
分析
理解

・本人が困っていること
・本人ができる事、強みの把握
・本人の特性

②支援の計画

- A. 本人の困難を軽減したり取り除く
- B. 本人ができること、強みを活用する

※ 支援計画は場面ごと、工程ごとに丁寧に作る必要がある。

A, Bを組み合わせた具体的なツールの作成や構造化、環境調整などの支援計画の立案
支援の方向性は基本的に忠実に
具体策やツールは個別化する

③支援

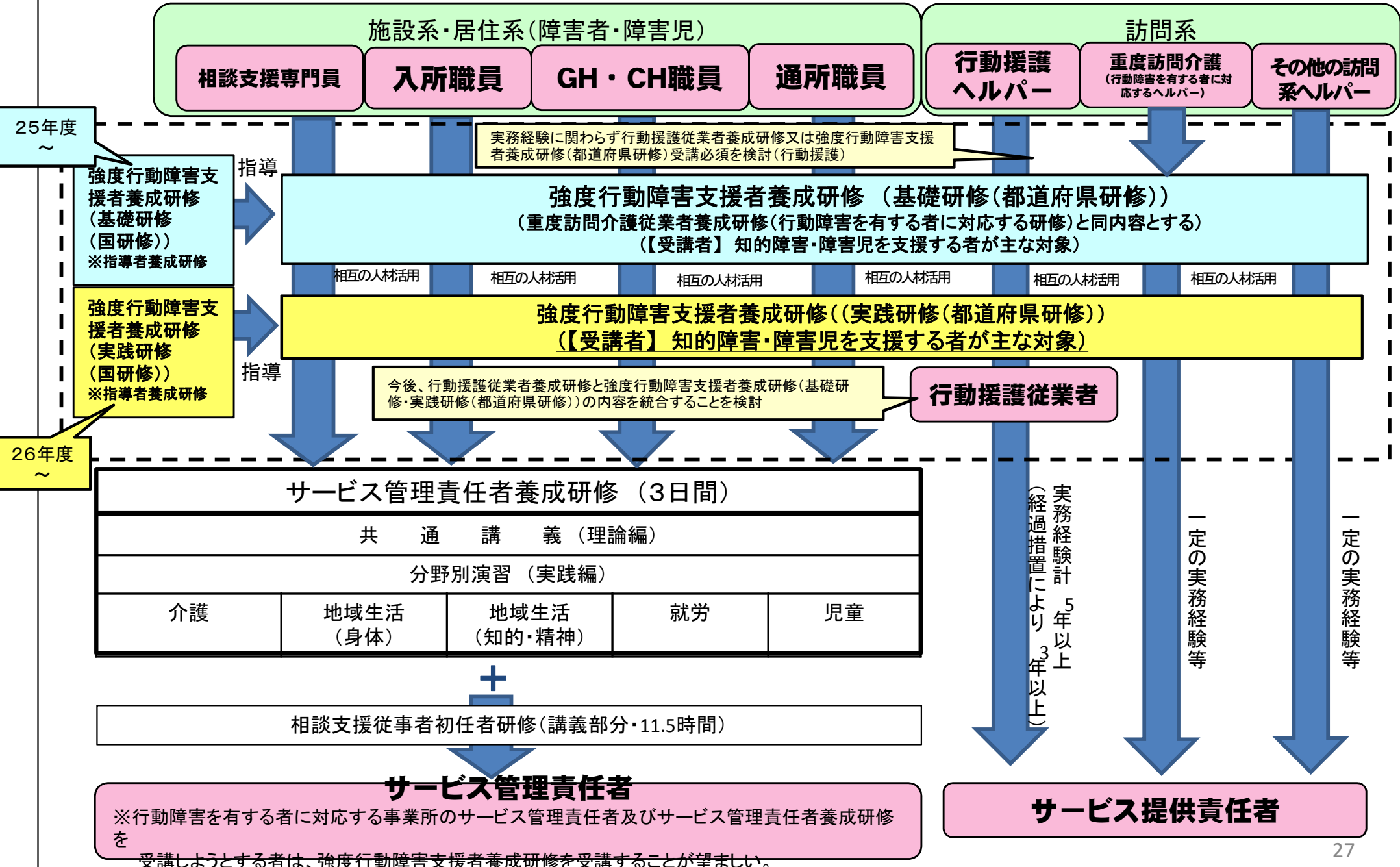
・障害特性の理解 ・支援の手順書に基づく支援 ・日々の記録等

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)

支援の結果等のフィードバック

強度行動障害に対応する職員の人材育成の充実について

※ 内容は現時点検討案のため、今後変更の可能性あり。



⑦ 障害児支援の充実

【主な論点】

(児童発達支援、放課後等デイサービス)

- 支援の質の確保の観点から、「指導員」を配置した場合と「児童指導員」を配置した場合で報酬上の差を設けることについてどう考えるか。
- 家族等に対する相談援助に係る加算の算定要件を見直すことについて、どう考えるか。
- 重症心身障害児に係る受入時間の延長等に対する報酬上の評価についてどう考えるか。
- 小規模事業所における重症心身障害児を受け入れた場合の単価の見直しが必要ではないか。
- 保育所や学校等と連携した個別支援計画を作成し支援を行った場合の報酬上の評価について、どう考えるか。

(医療型児童発達支援)

- 家族等に対する相談援助に係る加算の算定要件を見直すことについて、どう考えるか。
- 重症心身障害児に係る受入時間の延長等に対する報酬上の評価について、どう考えるか。
- 保育機能の充実の観点から、医療型児童発達支援センターにおいて保育士を加配することについて、どう考えるか。

(保育所等訪問支援)

- 専門性の高い支援を推進するため、専門的な職員を訪問支援員として配置した場合の評価についてどう考えるか。
- 他の通所支援と同一日に算定ができないルールについてどう考えるか。
- 過疎地域や離島・山間地域等への訪問に対する評価についてどう考えるか。

(障害児入所支援)

- 一定の目的を持った短期的な入所(有期・有目的入所)について、報酬上の評価を行うことについてどう考えるか。
- 医療型障害児入所施設における心理的ケアについての対応を強化することについてどう考えるか。

指導員・児童指導員について(参考)

【障害児支援の在り方に関する検討会報告書(抜粋)】

児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所に配置される者を、保育士の他は現在と同様に「指導員」とするか「児童指導員」とするのかについては、利用者に対する支援の質の維持・向上を図ることを基本としつつ、就学前と学齢期に提供する支援内容が異なること等を踏まえて検討することが必要である。厚生労働省においては、今後策定するガイドライン(後述)において定める児童発達支援事業所等での支援の在り方等も踏まえた上で、「児童指導員」とした場合の職員確保の問題や「指導員」とした場合の質の確保・向上の問題等を踏まえつつ必要な検討を行い、具体的な基準等の検討を行うべきである。

【児童指導員及び指導員の資格要件】

児童指導員	指導員
<p>○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ② 社会福祉士の資格を有する者 ③ 精神保健福祉士の資格を有する者 ④ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑤ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者 ⑥ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの ⑨ 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの ⑩ 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの 	<p>・資格要件は特になし。</p> <p>・なお、平成24年2月8日事務連絡「障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う指定に係る留意事項等について」において、「指導員とは、従来の児童デイサービスの指導員と同様、障害児に対し適切な指導を行う能力を有する者」とお示ししている。</p>

指導員加配加算について(参考)

【指導員加配加算】

常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等のために、基準を上回る数の指導員又は保育士を1名以上配置(常勤換算)している場合に算定する。

利用定員10人以下 : 193単位/日

利用定員11人以上20人以下 : 129単位/日

利用定員21人以上 : 77単位/日

○ 指導員加配加算の算定状況(国保連データH26.4)

- ・総費用 : 2.4億円
- ・利用者数 : 26,902人
- ・事業所数 : 1,374か所(全体の63.6%)

受入時間の延長について(参考)

【延長支援加算】

運営規程に定める営業時間(送迎に要する時間を含まない)が8時間以上であり、その前後の時間(延長時間帯)において延長支援を行った場合に、支援の時間に応じ所定の単位数を加算する。

- ・延長時間1時間未満 : 61単位/日
- ・延長時間1時間以上2時間未満 : 92単位/日
- ・延長時間2時間以上 : 123単位/日

※基本報酬

- ・重症心身障害児 : 819単位/日(定員6人以上10人以下の場合)
- ・重症心身障害児以外 : 622単位/日(定員10人以下の場合)

【障害児支援の在り方に関する検討会報告書(抜粋)】

3. (4)④ 保護者の就労のための支援

本検討会では、子どもに障害があるからといって就労が制限されるようなことはあってはならないという考え方が共有された。保護者の就労等によりその監護すべき児童が保育を必要とし、保護者から申し込みがあった場合は保育所において保育することとされているが、保護者の就労支援の観点からは障害児支援の役割も大きい。障害児支援が一般施策としての子育て支援よりも優先して利用されるような状況になると、障害児本人の地域社会への参加・包容の観点から問題との指摘もあり、バランスをとる必要があるが、一般施策における対応が著しく困難であるような濃密な支援を要する場合等においては、保護者の就労のための支援という観点も含めて一体的な対応を進めることが必要である。例えば、重症心身障害児に対して療育を行っている通所支援における受入時間の延長を報酬上評価すること等も考えられる。厚生労働省においては、これらの観点を踏まえつつ、今後望ましい在り方について検討すべきである。

保育機能充実のため福祉職員の加配について(参考)

【現行の人員配置基準】

児童発達支援センター		医療型児童発達支援センター	
管理者	1人	管理者	1人
児童指導員及び保育士 ※児童指導員、保育士は各1人以上	4:1以上	児童指導員	1人以上
		保育士	1人以上
		看護師	1人以上
		理学療法士又は作業療法士	1人以上
児童発達支援管理責任者	1人以上	児童発達支援管理責任者	1人以上
栄養士	1人以上	医療法に定める診療所として必要とされる従業者	
調理員	1人以上		

直接処遇職員

※定員16名までは福祉型、医療型のいずれであっても直接処遇職員は4:1以上の配置となっている。

専門性の高い訪問支援員を配置について(参考)

【関連条文等】

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成24年3月30日障発0330第12号)

第六 保育所等訪問支援

1 人員に関する基準

(中略)なお、指定保育所等訪問支援の提供に当たる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者とする。

【特別支援加算】(児童発達支援事業の加算)

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(「特別支援計画」)を作成し、当該特別支援計画に基づく支援を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき25単位を加算する。

有期・有目的入所について(参考)

○ 主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設における有期・有目的入所に係る入所期間

H26.10.8現在

区 分	概ね1か月	3か月未満	3～6か月未満	6か月以上	計
手 術	80	36	41	4	161
リハビリテーション	148	173	23	33	377
親子入所	199	22	0	0	221
その他	8	0	4	2	14
合 計	435	231	68	39	773
(割 合)	56.27%	29.88%	8.80%	5.05%	100.00%

※肢体不自由児施設運営協議会調査(18/59施設から回答)

○ 三重県立小児医療センター あすなろ学園(主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設)における入所期間

H25.3.31現在

入所児童数	入 所 期 間			
	3月未満	3月～6月	6月～1年	1年～2年
60	22	17	20	1

心理的ケアへの対応強化について(参考)

○医療型障害児入所施設の人員基準

職種	自閉症児の場合	肢体不自由児の場合	重症心身障害児の場合
医師法に規定する病院として必要な従業者	同法に規定する病院として必要とされる数		
児童指導員及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・総数:6.7:1以上 ・各1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・総数 乳幼児10:1以上 少年20:1以上 ・各1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・各1人以上
理学療法士又は作業療法士	—	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上
職業指導員	—	<ul style="list-style-type: none"> ・職業指導を行う場合 	—
心理療法担当職員	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上
児童発達支援管理責任者	1人以上 (業務に支障が無い場合は他の職務の兼務可)		

○福祉型障害児入所施設(知的及び自閉症)における入所理由

内 容		主たる要因		付随する要因		計	在籍者比
		措置	契約	措置	契約		
家族の状況等	親の離婚・死別	172	258	96	72	598	10.0
	家庭の経済的理由	73	119	157	117	466	7.8
	保護者の疾病・出産等	132	191	91	58	472	7.9
	保護者の養育力・障害理由	908	946	433	270	2,557	42.6
	虐待・養育放棄	1,064	145	137	33	1,379	23.0
	きょうだい等家族支援	49	102	70	78	299	5.0
	若年親	5	0	9	3	17	0.3
	地域でのトラブル	32	32	40	35	139	2.3
	住宅事情・近隣の事情	11	76	18	36	141	2.4
	その他	71	450	43	137	701	11.7
本人の状況等	ADL・生活習慣の確立	796	1,153	433	441	2,823	47.1
	医療的ケア	63	71	103	83	320	5.3
	行動上の課題改善	498	659	272	280	1,709	28.5
	強度行動障害等	70	166	19	28	283	4.7
	養育者への乱暴・暴力	66	71	33	49	219	3.7
	多胎や兄弟とも障害	84	50	94	49	277	4.6
	学校での不適用・不登校	45	66	73	42	226	3.8
	学校就学・通学	161	309	182	156	808	13.5
	その他	95	153	57	47	352	5.9
計		4,395	5,017	2,360	2,014	13,786	

※ 日本知的障害者福祉協会児童発達支援部会「平成24年度全国知的障害児入所施設実態調査報告」より
調査対象 知的障害児・自閉症児施設の協会把握施設(236施設)

* 知的障害児施設 234施設、自閉症児施設 2施設(医療型・福祉型)の回答データを含む

調査日 平成24年10月1日

回答数 177施設 回収率75.0%

⑧ サービスの適正な実施等

【主な論点】

(生活介護)

- 適正なサービス内容の評価の観点から、生活介護のサービス提供実態を踏まえた報酬上の評価を、どのように考えるべきか。

(就労継続支援A型)

- 一般就労が困難な者に就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練など必要な支援を行うという就労継続支援A型事業の趣旨を踏まえ、短時間利用者が多い事業所の評価のあり方についてどう考えるか。

(就労継続支援B型)

- 工賃向上に向けた取組について、事業所自らが積極的に取り組み、その結果として工賃の向上が図られた実績をより評価できるような見直しについてどう考えるか。

(児童発達支援、放課後等デイサービス)

- 事業所の開所時間に応じたよりきめ細かな単価の設定を行うことについてどう考えるか。

※その他、経営実態を踏まえた取扱いや経過措置の取扱いなど。

サービス利用時間について(生活介護)

【開所時間減算】(平成24年度創設)

○ 営業時間が4時間未満に該当する場合、所定の単位数に100分の80を乗じて得た数を算定する。

【延長支援加算】(平成24年度創設)

○ 運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、その前後の時間において延長支援を行った場合に、支援の時間に応じ所定の単位数を加算する。(1時間未満・・・61単位 1時間以上・・・92単位)

○1日あたりの営業時間階級別事業所数(5月中)

4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上	合計
0	3	39	113	137	252	544
0.0%	0.6%	7.2%	20.8%	25.2%	46.3%	100.0%

※サービス提供実態調査

支援の内容について(生活介護)

【現状】

生活介護においては、利用者に対して適切に支援を行うことが求められており、実際に提供されている支援の内容は、事業所毎に大きく異なる。

- (例)
- ・入浴支援を頻繁に行っている事業所
 - ・創作的活動又は生産活動の機会の提供に力を入れている事業所
 - ・利用者を連れて地域のイベントに積極的に参加している事業所

○入浴支援の有無(5月中)

有	無	無回答
276	248	39
49.0%	44.0%	6.9%

○1人あたり回数(週) ※入所者含む

平均
3.15

○創作活動の実施状況(5月中・複数回答有)

造形	絵画	園芸	レクリエーション	その他	実績なし	無回答
224	273	212	413	94	0	68
39.8%	48.5%	37.7%	73.4%	16.7%	0.0%	12.1%

○生産活動の実施状況(5月中・複数回答有)

事業所内での下 請・内職作業	自主製品の 製造販売	事業所外での 労務提供	飲食店、喫茶店等 シヨップ経営	その他	実績なし	無回答
162	139	27	28	14	104	224
28.8%	24.7%	4.8%	5.0%	2.5%	18.5%	39.8%

就労継続支援A型事業の運用について

就労継続支援A型事業の報酬の適正化(平成24年10月施行)

昨年の報酬改定により、短時間利用者が一定割合以上の就労継続支援A型事業所に対しては、報酬による適正化を図ったところである。(平成24年10月分の実績においては、計141事業所が当該適正化の対象となっている。)

これは、本来の利用者である障害者の利用を短時間に限り、健常者である従業員(基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」)がフルタイムで就労している事例なども報告されていることから、こうした短時間の利用者の状況を踏まえた対応である。

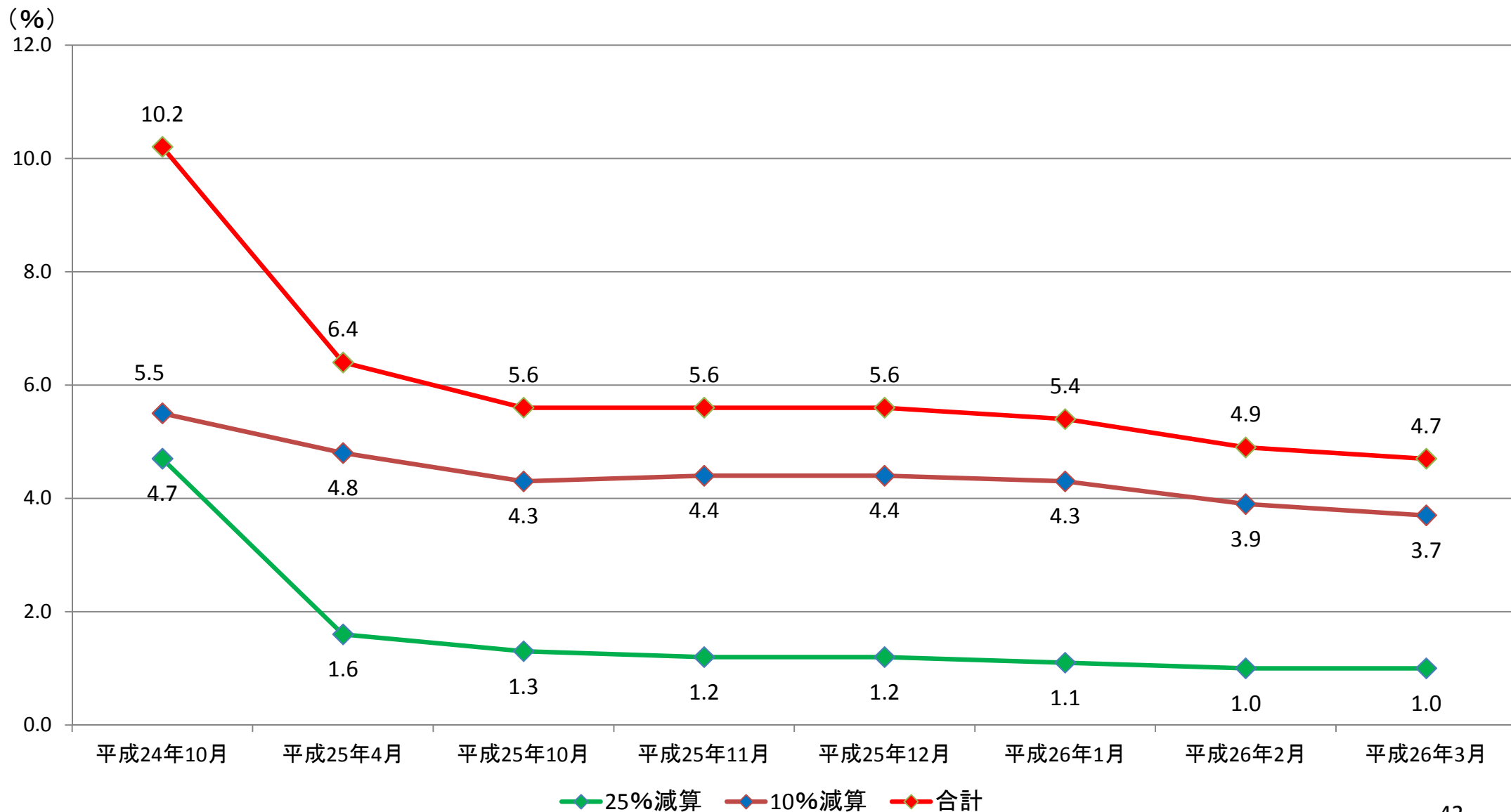
各地方公共団体におかれては、管内の就労継続支援A型事業所に対して、最低でも短時間労働とされる週平均20時間を超える利用となるよう促す等の対応をお願いしたい。

加えて、就労継続支援A型事業の短時間利用の実態として、利用者も従業者も短時間の利用とし、短時間で浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例も懸念されているところである。

本来の就労継続支援A型事業の目的に反するのみでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切であるので、そのような対応の是正を促す等の対応をお願いしたい。

短時間利用に係る減算の適用状況の推移

○ 短時間減算の導入後は、減算の適用となる事業所の割合は大きく減少し、直近では微減となっている。



【出典】国保連データ

目標工賃達成加算及び目標工賃達成指導員配置加算の要件

目標工賃達成加算

- 目標工賃達成加算(Ⅰ):49単位
 - ・ 前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の3分の1以上であること。
 - ・ 前年度の工賃実績が目標工賃以上であること。
 - ・ 各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容等の見直しなど工賃向上計画に基づく取組を実施していること。

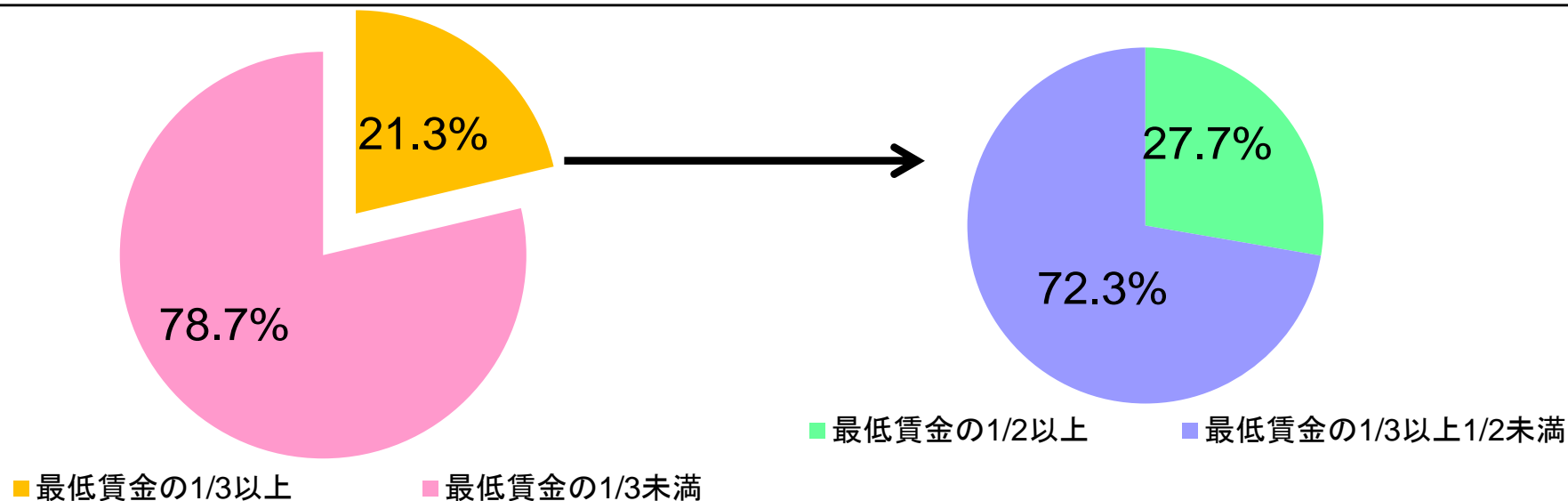
- 目標工賃達成加算(Ⅱ):22単位
 - ・ 前年度の工賃実績が、各都道府県の施設種別平均工賃の100分の80に相当する額を超えていること。
 - ・ 各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容等の見直しなど工賃向上計画に基づく取組を実施していること。

目標工賃達成指導員配置加算(64単位～81単位)

- 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定する指定就労継続支援B型において、目標工賃達成指導員(各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員)を加えた従業員の員数が利用者の数を6で除して得た数以上である場合に加算する。

就労継続支援B型における工賃の状況

- 就労継続支援B型事業所における平均工賃(時給換算)を見ると、地域の最低賃金の1/3以上の事業所は全体の2割程度となっている。
- さらに、その内訳を見ると、最低賃金の1/2以上の事業所は約3割、1/3以上1/2未満の事業所は約7割となっている。



	全体	うち最賃の 1/3以上	うち1/3以上1/2未満	
			うち1/3以上1/2未満	うち1/2以上
事業所数	7,978	1,702	1,230	472
事業所割合	100%	21.3%	15.4%	5.9%

【出典】厚生労働省障害福祉課調べ

(参考) 目標工賃達成加算の取得状況

	単位数	算定事業所数	取得率
目標工賃達成加算(Ⅰ)	49単位	969	11.4%
目標工賃達成加算(Ⅱ)	22単位	2,112	24.9%

【出典】国保連データ

支援利用時間について(児童発達支援)

【開所時間減算】(平成24年度創設)

- 営業時間が4時間未満に該当する場合、所定の単位に100分の80を乗じて得た数を算定する。

【1日当たりの営業時間階級別事業所数(5月中)】

4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上	合計
26	76	47	47	70	297	563
4.62%	13.50%	8.35%	8.35%	12.43%	52.75%	100.0%

※サービス提供実態調査

參考資料

各サービスの収支差率

サービスの種類	平成26年	平成23年
全体	9.6%	9.7%
居宅介護	9.4%	16.1%
重度訪問介護	12.8%	13.7%
同行援護	9.5%	—
行動援護	12.1%	6.8%
療養介護	12.9%	—
生活介護	13.4%	12.2%
短期入所	8.7%	7.5%
共同生活介護	6.5%	14.6%
共同生活援助	3.2%	3.5%
施設入所支援	4.6%	(11.5%)
自立訓練(機能訓練)	5.6%	9.6%
自立訓練(生活訓練)	9.6%	9.9%

サービスの種類	平成26年	平成23年
就労移行支援	16.8%	13.1%
就労継続支援A型	9.4%	12.4%
就労継続支援B型	10.1%	14.4%
計画相談支援	2.4%	(-1.0%)
地域移行支援	2.2%	—
地域定着支援	1.0%	—
福祉型障害児入所支援	9.7%	—
医療型障害児入所支援	4.4%	—
児童発達支援	4.7%	—
医療型児童発達支援	1.1%	—
放課後等デイサービス	14.5%	—
保育所等訪問支援	0.9%	—
障害児相談支援	3.3%	—

- ・施設入所支援のH23については障害者支援施設として集計、計画相談支援のH23については相談支援の数値であるため参考数値。
- ・H23の療養介護については、有効回答数が極めて少ないため公表の対象外。
- ・同行援護、地域移行支援及び地域定着支援については、H23調査時点でサービスが存在しない。
- ・障害児サービスについては、H24.4に現行のサービス体系に移行したため、比較可能なH23のデータはない。

過去の障害福祉サービス等報酬改定の経緯

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成21年改定	<ul style="list-style-type: none"> ○良質な人材の確保 人材確保に積極的に取り組む事業所の評価(特定事業所加算等の創設) ○事業者の経営基盤の安定 児童デイなど収支差率がマイナスの事業について基本報酬単価の見直し ○サービスの質の向上 医療機関との連携による看護の提供、重複障害など障害特性への配慮 ○地域生活基盤の充実 グループホーム等における手厚い世話人配置の評価、夜間支援の充実 ○中山間地域等への配慮 ○新体系への移行促進 	5.1%
平成24年改定	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉・介護職員の処遇改善の確保 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、処遇改善加算の創設により、引き続き処遇改善が図られる水準を担保 ○物価の動向等の反映 前回改定以降の物価の下落傾向を反映(▲0.8%) ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ・夜間支援の強化、家族のレスパイトのためのサービスの拡充等 ・相談支援や障害児支援について適切な報酬設定(H24.4施行分) ○経営実態等を踏まえた効率化・重点化 	2.0%
平成26年改定	<ul style="list-style-type: none"> ○消費税対応(基本報酬+加算) 	0.69%